



# 児童手当の支給対象が 拡大されました！

児童手当制度が4月1日から改正され、支給対象年齢が従来の小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）まで、から小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大されました。併せて所得制限額も緩和（引き上げ）されました。

この制度改正により、対象となる小学校4年生から小学校6年生の児童の保護者の方及び所得制限限度額を超過して児童手当を受けられなかった方も対象となる場合がありますので、「認定請求」の手続きが必要となります。ただし、公務員の方は、勤務先での申請となります。

## ◆支給対象

○平成18年度に小学校4年生の児童（H8・4・2～H9・4・1生まれ）  
がいる保護者の方

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、4月以降も引き続き支給されますので、特段に手続きをする必要はありません。

当該児童に係る児童手当を受給していない保護者の方は、認定請求の手続きをする必要があります。

○平成18年度に小学校5年生又は6年生の児童（H6・4・2～H8・4・1生まれ）がいる保護者の方

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は、額改定認定請求の手続きが必要となります。

○これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の方  
所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。



所得制限限度額

( ) 内は改正前

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460万円 (301万円)	532万円 (460万円)
1人	498万円 (339万円)	570万円 (498万円)
2人	536万円 (377万円)	608万円 (536万円)
3人	574万円 (415万円)	646万円 (574万円)
4人	612万円 (453万円)	684万円 (612万円)
5人	650万円 (491万円)	722万円 (650万円)

※所得額が制限限度額以上の場合、児童手当を受給することはできません。

## ◆手続期間

今回の制度改正で対象となる方は、手続きが必要です。

手続きは、平成18年9月30日まで済ませてください。9月30日までに受け付けたもの限り、4月分（又は支給要件に該当した月の翌月分）にさかのぼって支給されます。

10月1日以降は、翌月分からの支給となり、4月～9月分は支給されませんので、ご注意ください。

## ◆手続きに必要な添付書類

- （対象児童や家庭状況により必要書類等は変わります）
- 印鑑（認印）
- 認定請求書（又は額改定請求書）
- 振込口座（請求者本人名義）ただし、郵便局は除く。
- 厚生（共済）年金加入の方は、請求者の健康保険証写し又は年金加入証明書
- 所得証明書【平成18年1月1日に松前町に住所がなかった方は、前住所地の所得証明（市町村が発行する平成18年度のもの）】



※17ページにも、児童手当についてのお知らせがあります。そちらもご覧ください。

## 問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎ 985-4114